（登録免許税法の一部改正に伴う調整規定）

第十条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条のうち、登録免許税法第三十四条の次に一条を加える改正規定中「第三十四条の次」とあるのは「第三十四条の二の次」と、「第三十四条の二」とあるのは「第三十四条の三」と、同法別表第一の改正規定中「、第三十四条の二」とあるのは「―第三十四条の三」とする。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十一条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二十一の二の項の次に次のように加える。

二十一の三　福島県知事	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）による同法第四十条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三に次のように加える。

二十九　福島県知事	福島復興再生特別措置法による同法第二十六条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第二十六号の二の次に次の一号を加える。

二十六の三　福島復興再生特別措置法による同法第四十条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五に次の一号を加える。

三十四　福島復興再生特別措置法による同法第二十六条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正）

第十二条　外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一号を加える。

六　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第十三条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第五号に次のように加える。

ニ　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十条に規定する業務

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第十四条　独立行政法人都市再生機構法の一部を次のように改正する。

第十一条第二項に次の一号を加える。

四　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十三条に規定する業務を行うこと。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第十五条　独立行政法人住宅金融支援機構法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第一号中「又は東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三十八条」を「、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三十八条又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十四条」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十六条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百一条第一項第一号ハ中「又は沖縄振興特別措置法第百七条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）」を「、沖縄振興特別措置法第百七条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十条第四項、第十四条第四項若しくは第十五条第四項」に改め、同条第二項第一号ハ中「又は沖縄振興特別措置法第百八条第五項又は福島復興再生特別措置法第十二条第四項」に改め、同条第三項第一号ハ中「又は公害防止事業費事業者負担法」を「、公害防止事業費事業者負担法又は福島復興再生特別措置法第十一条第三項」に改める。

第二百二十四条第一号ホ中「又は東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十六条第八項」を「、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十六条第八項又は福島復興再生特別措置法第九条第四項、第十三条第四項若しくは第十六条第五項」に改める。

（総合特別区域法の一部改正）

第十七条　総合特別区域法の一部を次のように改正する。

第二十条第五項に次の一号を加える。

五　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第四十三条第五項に次の一号を加える。

五　福島復興再生特別措置法第四十条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部改正する法律の一部改正）

第十八条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十五条のうち、登録免許税法第三十四条の次に一条を加える改正規定中「第三十四条の二を第三十四条の三とし、第三十四条の次」に改め、同法別表第一第八十一号の改正規定中「別表第一第八十一号」を「別表第一中「、第三十四条の二」を「―第三十四条の三」に改め、同表第八十一号」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第十九条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十九条の見出しを「（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正）」に改め、同条に次の一号を加える。

三　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第七十二条